

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社クリエーション（以下「甲」という。）と従業員 信木 可意（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で下記の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

254 受付・案内事務員	551 食肉加工品製造工	627 印刷・製本検査工
257 総合事務員	552 水産物加工工	628 ゴム製品検査工等
259 その他の一般事務の職業	553 保存食品製造工等	629 その他の製品検査の職業
281 営業・販売事務員	554 弁当・惣菜類製造工	631 一般機械器具検査工
289 その他の営業・販売事務	555 野菜つけ物工	632 電気機械器具検査工
311 パソコン操作員	557 紡織工	641 塗装工
312 データ入力係員	558 衣服・繊維製品製造工	649 その他の生産関連等
429 他に分類されないサービス	561 木製製品製造工	684 フォークリフト運転作業員
461 農耕作業員	562 パルプ・紙・紙製品製造工	689 他に分類されない輸送
469 その他の農業の職業	563 印刷・製本作業員	693 クレーン・巻上機運転工
511 一般機械器具組立設備	564 ゴム製品製造工	694 ポンプ・送風機運転工
512 電気機械器具組立設備	565 プラスチック製品製造工	695 建設機械運転工
514 輸送用機械器具組立設備	569 その他の製品製造等	696 玉掛作業員
521 製鉄工、製鋼工	571 一般機械器具組立工	697 ビル設備管理員
522 非鉄金属製錬工	572 電気機械組立工	699 その他の定置機械運転等
523 鋳物製造工	573 電気通信機械器具組立工	754 倉庫作業員
524 鍛造工	574 電子応用機械器具組立工	755 配達員
525 金属熱処理工	575 電子機械器具組立工等	756 荷造作業員
526 圧延工	577 電球・電子管組立工	761 ビル・建物清掃員
527 汎用金属工作機械工	582 束線工	762 ハウスクリーニング作業員
528 数値制御金属工作機械工	583 電子機器部品組立工	763 道路・公園清掃員
531 金属プレス工	584 自動車組立工	764 ごみ収集・し尿汲取作業員
532 鉄工、製缶工	585 輸送用機械器具組立工	765 産業廃棄物収集作業員
533 板金工	599 その他の機械組立の職業	769 その他の清掃の職業
534 めっき工、金属研磨工	601 一般機械器具修理工	771 製品包装作業員
535 くぎ・ばね製造工等	602 電気機械器具修理工	779 その他の包装の職業
536 金属製品製造工	603 自動車整備工	781 選別作業員
537 金属溶接・溶断工	611 金属材料検査工	782 軽作業員
539 その他の金属材料製造等	612 金属加工・溶接検査工	789 他に分類されない運搬等
541 化学製品製造工	621 化学製品検査工	
548 乳・乳製品製造工	623 食料品検査工	

- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

(賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たす別表1に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別表1※の地域指数を乗じたものとする。第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表のとおりとする。

- (一) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和4年8月26日職発0826第1号「令和5年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」(以下「通達」という。)に定める「職業安定業務統計」(別添2)の各職種とする。「職業安定業務統計」においては業務の小分類を使用する。
- (二) 地域調整については、令和5年度職業安定業務統計による地域指数により調整する。
- (三) 通勤手当については、基本給とは分離し、第6条のとおりとする。

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること
 - Aランク：10年
 - Bランク：3年
 - Cランク：0年

2 甲は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、下記の通り支給する。

① 公共交通機関(バス、電車など)を利用する場合

住居から派遣される事業所までの移動距離が10km以内は実費支給とする。但し、通勤経路及び交通機関は、運賃、通勤時間等の事情を勘案し、最も経済的かつ合理的で、会社が許可したものとする。

移動距離が10kmより遠い場合は、通勤手当に相当する額として、所定労働時間1時間あたり71円を支給する。

② 自家用車を利用する場合

住居から派遣される事業所までの移動距離が15km以内は実費支給(ガソリン代のみ)とする。移動距離が15kmより遠い場合は、通勤手当に相当する額として、所定労働時間1時間あたり71円を支給する。

③ 徒歩もしくは自転車を利用する場合通勤手当は支給しない。

第7条 対象従業員に対して、別表1の一般基本給の額に別表1※の地域指数を乗じた額の5%の額を前払い退職手当として支給する。

(賃金以外の待遇)

第8条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、(有期社員も含む)と同一とする。

(教育訓練)

第9条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「クリエイション教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

令和5年 3月31日

甲 株式会社クリエイション
中島慶人 印

乙 信木 可意 印

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給の関係)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
職業計	1,196	1,390	1,502	1,544	1,652	1,808	2,289	1,410
254受付・案内事務員	1,064	1,236	1,336	1,374	1,469	1,609	2,036	1,204
257総合事務員	1,033	1,200	1,297	1,334	1,427	1,562	1,977	1,152
259その他の一般事務の職業	1,112	1,292	1,397	1,436	1,536	1,681	2,128	1,275
281営業・販売事務員	1,132	1,315	1,422	1,461	1,563	1,712	2,167	1,305
289その他の営業・販売事務	1,256	1,459	1,578	1,621	1,735	1,899	2,404	1,474
311パソコン操作員	1,108	1,287	1,392	1,430	1,530	1,675	2,121	1,336
312データ入力係員	1,056	1,227	1,326	1,363	1,458	1,597	2,021	1,215
429他に分類されないサービス	1,113	1,293	1,398	1,437	1,537	1,683	2,130	1,262
461農耕作業員	1,025	1,191	1,287	1,323	1,416	1,550	1,962	1,135
469その他の農業の職業	1,062	1,234	1,334	1,371	1,467	1,606	2,033	1,194
511一般機械器具組立設備	1,110	1,290	1,394	1,433	1,533	1,678	2,125	1,272
512電気機械器具組立設備	1,082	1,257	1,359	1,397	1,494	1,636	2,071	1,233
514輸送用機械器具組立設備	1,120	1,301	1,407	1,446	1,547	1,693	2,144	1,333
521製銃工、製鋼工	1,111	1,291	1,395	1,434	1,534	1,680	2,126	1,310
522非鉄金属製錬工	1,097	1,275	1,378	1,416	1,515	1,659	2,100	1,269
523鋳物製造工	1,088	1,264	1,367	1,405	1,503	1,645	2,082	1,254
524鍛造工	1,210	1,406	1,520	1,562	1,671	1,830	2,316	1,462
525金属熱処理工	1,114	1,294	1,399	1,438	1,538	1,684	2,132	1,306
526圧延工	1,081	1,256	1,358	1,396	1,493	1,634	2,069	1,292
527汎用金属工作機械工	1,088	1,264	1,367	1,405	1,503	1,645	2,082	1,321
528数値制御金属工作機械工	1,088	1,264	1,367	1,405	1,503	1,645	2,082	1,335
531金属プレス工	1,073	1,247	1,348	1,385	1,482	1,622	2,054	1,275
532鉄工、製缶工	1,136	1,320	1,427	1,467	1,569	1,718	2,174	1,419
533板金工	1,145	1,330	1,438	1,478	1,581	1,731	2,192	1,469
534めっき工、金属研磨工	1,070	1,243	1,344	1,381	1,478	1,618	2,048	1,239
535くぎ・ばね製造工等	1,085	1,261	1,363	1,401	1,498	1,641	2,077	1,265
536金属製品製造工	1,087	1,263	1,365	1,403	1,501	1,644	2,081	1,308
537金属溶接・溶断工	1,154	1,341	1,449	1,490	1,594	1,745	2,209	1,410
539その他の金属材料製造等	1,109	1,289	1,393	1,432	1,532	1,677	2,123	1,297
541化学製品製造工	1,076	1,250	1,351	1,389	1,486	1,627	2,059	1,246
548乳・乳製品製造工	1,009	1,172	1,267	1,303	1,393	1,526	1,931	1,131
551食肉加工品製造工	1,079	1,254	1,355	1,393	1,490	1,631	2,065	1,226
552水産物加工工	1,005	1,168	1,262	1,297	1,388	1,520	1,924	1,106
553保存食品製造工等	1,004	1,167	1,261	1,296	1,387	1,518	1,922	1,116

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
職業計	1,196	1,390	1,502	1,544	1,652	1,808	2,289	1,410
554弁当・惣菜類製造工	1,078	1,253	1,354	1,392	1,489	1,630	2,063	1,201
555野菜つけ物工	988	1,148	1,241	1,276	1,364	1,494	1,891	1,079
557紡織工	1,004	1,167	1,261	1,296	1,387	1,518	1,922	1,130
558衣服・繊維製品製造工	908	1,055	1,140	1,172	1,254	1,373	1,738	979
561木製製品製造工	1,046	1,215	1,314	1,350	1,445	1,582	2,002	1,222
562パルプ・紙・紙製品製造工	1,043	1,212	1,310	1,347	1,440	1,577	1,996	1,182
563印刷・製本作業員	1,074	1,248	1,349	1,387	1,483	1,624	2,056	1,256
564ゴム製品製造工	1,056	1,227	1,326	1,363	1,458	1,597	2,021	1,182
565プラスチック製品製造工	1,065	1,238	1,338	1,375	1,471	1,610	2,038	1,236
569その他の製品製造等	1,065	1,238	1,338	1,375	1,471	1,610	2,038	1,212
571一般機械器具組立工	1,131	1,314	1,421	1,460	1,562	1,710	2,165	1,385
572電気機械組立工	1,053	1,224	1,323	1,359	1,454	1,592	2,015	1,271
573電気通信機械器具組立工	1,019	1,184	1,280	1,316	1,407	1,541	1,950	1,153
574電子応用機械器具組立工	1,057	1,228	1,328	1,365	1,460	1,598	2,023	1,297
575電子機械器具組立工等	1,006	1,169	1,264	1,299	1,389	1,521	1,925	1,162
577電球・電子管組立工	1,020	1,185	1,281	1,317	1,409	1,542	1,952	1,150
582束線工	941	1,093	1,182	1,215	1,300	1,423	1,801	1,028
583電子機器部品組立工	996	1,157	1,251	1,286	1,375	1,506	1,906	1,127
584自動車組立工	1,068	1,241	1,341	1,379	1,475	1,615	2,044	1,217
585輸送用機械器具組立工	1,093	1,270	1,373	1,411	1,509	1,653	2,092	1,293
599その他の機械組立の職業	1,093	1,270	1,373	1,411	1,509	1,653	2,092	1,302
601一般機械器具修理工	1,146	1,332	1,439	1,479	1,583	1,733	2,193	1,411
602電気機械器具修理工	1,154	1,341	1,449	1,490	1,594	1,745	2,209	1,420
603自動車整備工	1,124	1,306	1,412	1,451	1,552	1,699	2,151	1,388
611金属材料検査工	1,049	1,219	1,318	1,354	1,449	1,586	2,008	1,222
612金属加工・溶接検査工	1,061	1,233	1,333	1,370	1,465	1,604	2,031	1,254
621化学製品検査工	1,098	1,276	1,379	1,418	1,516	1,660	2,102	1,285
623食料品検査工	1,057	1,228	1,328	1,365	1,460	1,598	2,023	1,173
627印刷・製本検査工	1,031	1,198	1,295	1,331	1,424	1,559	1,973	1,163
628ゴム製品検査工等	987	1,147	1,240	1,274	1,363	1,492	1,889	1,089
629その他の製品検査の職業	1,035	1,203	1,300	1,336	1,429	1,565	1,981	1,175
631一般機械器具検査工	1,098	1,276	1,379	1,418	1,516	1,660	2,102	1,296
632電気機械器具検査工	1,030	1,197	1,294	1,330	1,422	1,557	1,971	1,176
641塗装工	1,150	1,336	1,444	1,485	1,588	1,739	2,201	1,473
649その他の生産関連等	1,100	1,278	1,382	1,420	1,519	1,663	2,105	1,279
684フォークリフト運転作業員	1,135	1,319	1,426	1,465	1,567	1,716	2,172	1,250

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
職業計	1,196	1,390	1,502	1,544	1,652	1,808	2,289	1,410
689他に分類されない輸送	1,148	1,334	1,442	1,482	1,585	1,736	2,197	1,306
693クレーン・巻上機運転工	1,289	1,498	1,619	1,664	1,780	1,949	2,467	1,563
694ポンプ・送風機運転工	1,162	1,350	1,459	1,500	1,605	1,757	2,224	1,333
695建設機械運転工	1,312	1,525	1,648	1,694	1,812	1,984	2,511	1,556
696玉掛作業員	1,211	1,407	1,521	1,563	1,672	1,831	2,318	1,377
697ビル設備管理員	1,207	1,403	1,516	1,558	1,667	1,825	2,310	1,380
699その他の定置機械運転等	1,100	1,278	1,382	1,420	1,519	1,663	2,105	1,288
754倉庫作業員	1,118	1,299	1,404	1,443	1,544	1,690	2,140	1,247
755配達員	1,159	1,347	1,456	1,496	1,601	1,752	2,218	1,294
756荷造作業員	1,053	1,224	1,323	1,359	1,454	1,592	2,015	1,170
761ビル・建物清掃員	1,028	1,195	1,291	1,327	1,420	1,554	1,968	1,111
762ハウスクリーニング作業員	1,128	1,311	1,417	1,456	1,558	1,706	2,159	1,320
763道路・公園清掃員	1,148	1,334	1,442	1,482	1,585	1,736	2,197	1,320
764ごみ収集・し尿汲取作業員	1,112	1,292	1,397	1,436	1,536	1,681	2,128	1,215
765産業廃棄物収集作業員	1,172	1,362	1,472	1,513	1,619	1,772	2,243	1,306
769その他の清掃の職業	1,182	1,373	1,485	1,526	1,632	1,787	2,262	1,348
771製品包装作業員	1,001	1,163	1,257	1,292	1,382	1,514	1,916	1,083
779その他の包装の職業	999	1,161	1,255	1,290	1,380	1,510	1,912	1,115
781選別作業員	1,102	1,281	1,384	1,423	1,522	1,666	2,109	1,217
782軽作業員	1,105	1,284	1,388	1,427	1,526	1,671	2,115	1,253
789他に分類されない運搬等	1,086	1,262	1,364	1,402	1,500	1,642	2,079	1,229

※地域指数 (令和5年度職業安定業務系統による地域指数)

大阪 108.3 兵庫 102.1 奈良 101.9 大分 89.9 福岡 94.2

別表2 対象従業員の基本給の額

等級	職務	基本給	退職手当相当額	一般労働者の能力・経験
Aランク	<ul style="list-style-type: none"> クレームやトラブルの初期対応も行う 	(別表1)の職種基準値に地域指数を乗ずる。	基本給の5%を上乗せする。	10年
	<ul style="list-style-type: none"> 自らの業務に加え別部署、取引先との連絡調整を行い業務の円滑化を図り外部的責任を持つ 			
	<ul style="list-style-type: none"> 役職もしくは責任を持ち、他者へ指示を行う 			
Bランク	<ul style="list-style-type: none"> イレギュラー業務にも積極的かつ柔軟に対応し、部署内で調整を行い内部的責任を持つ 	(別表1)の職種基準値に地域指数を乗ずる。	基本給の5%を上乗せする。	3年
	<ul style="list-style-type: none"> クレームやトラブル対応無し 			
	<ul style="list-style-type: none"> 同一職務の後輩スタッフへの助言指導有り 			
Cランク	<ul style="list-style-type: none"> 指示された定型業務に受動的に従事 	(別表1)の職種基準値に地域指数を乗ずる。	基本給の5%を上乗せする。	0年
	<ul style="list-style-type: none"> クレームやトラブル対応無し 			
	<ul style="list-style-type: none"> 部下無し、権限無し 			